# (令和2年度)

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
  - (1) 連結の範囲に関する事項
  - ① 連結子会社 1社 株式会社ジェイエイ高知市
  - ② 非連結子会社 該当ありません。
  - (2) 持分法の適用に関する事項
  - ① 持分法該当の非連結子会社および関連会社 該当ありません。
  - ② 持分法非該当の非連結子会社および関連会社 該当ありません。
  - (3) 連結される子会社の事業年度に関する事項
  - ① 連結子会社の決算日は次のとおりです。 4月1日から3月31日まで(第1年度のみ9月1日から3月31日まで)
  - ② 連結子会社は決算日の財務諸表により連結しています。
  - (4) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

- 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準および評価方法
  - ① 子会社株式:移動平均法による原価法
  - ② その他有価証券
    - i) 時価のあるもの:期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - ii) 時価のないもの:移動平均法による原価法
  - (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品・・・・・・・ 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) 販売品・・・・・・・ 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) その他の棚卸資産・・・・ 総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産 定額法

#### (4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程および資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。) に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権 については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、 その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、過去3年間における貸倒実績の平均値を基礎として、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

# ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

#### ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

# ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

# ⑤ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金については、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当事業年度末における将来負担見込み額を計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引の うち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方 法に準じた会計処理によっています。

### (6)消費税および地方消費税の会計処理の方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る 控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

#### (7) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

### (8) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、 各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

### ② 共同計算

当組合は、組合員等生産者(以下、「委託者」という。)が生産した園芸農産物を無条件で受託のうえ、卸売市場等へ販売しています。これに係る販売代金および経費についてはプール計算を行っています(以下、「共同計算」という。)。

共同計算の会計処理については、販売に係る費用で委託者負担のもののうち、当組合が立替 処理しているものおよび当組合から委託者に支払った概算金等は経済受託債権に計上していま す。

また、卸売市場等での販売代金を経済受託債務に計上しています。

委託者への精算処理にあたっては、共同計算における収入(販売代金等)と支出(立替金、 概算金、運送費、集出荷場の施設費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料や集出荷 場の運営料を控除した残額を精算金として委託者に支払った時点で、経済受託債権および経済 受託債務を相殺する会計処理を行っています。

### 【追加情報】

改正企業会計基準第24号会計方針の開示、会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、共同計算に関する事項を「その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

## (1) 会計上の見積りに関する注記

新設された農業協同組合法施行規則第 126条の3の2にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を適用し、当事業年度より貸倒引当金の計上方法および繰延税金資産の回収可能性ならびに固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

# 4. 会計上の見積りに関する注記

## (1)貸倒引当金の計上方法

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 445,298千円

# ② その他の情報

- 貸倒引当金の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」(4)①に記載して います。

また、当組合では、翌事業年度においても新型コロナウイルス感染症の影響は継続すると想定し、特定の品種および業種向け貸出金等の信用リスクに大きな影響があるとの仮定を置いています。こうした仮定のもと、特定債務者の業績悪化に伴い生じる損失見込み額等も踏まえ、貸倒引当金を計上しています。

当組合は、現状の計上額で将来の損失を十分カバーしていると考えていますが、経済環境の変化によって、貸倒引当金に影響を与える可能性があります。

- (2) 繰延税金資産の回収可能性
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 206,539千円
- ② その他の情報

繰延税金資産は、翌事業年度以降、将来減算一時差異が課税所得の計算上、減算認容されることにより、税負担を軽減すると考えられる金額を計上しています。

当該金額は、将来課税所得の見積り額を限度として計上しており、将来課税所得は、令和3年度計画等を基礎として、その金額および生じる事業年度を見積っています。

しかし、見積りは将来の不確実な経営環境および当組合の経営状況の影響を受けるため、実際の課税所得の金額および生じた事業年度が見積りと異なった場合、翌事業年度の繰延税金資産に影響を与える可能性があります。

- (3) 固定資産の減損
- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 153,235千円
- ② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループの減損損失の認識を判定しています。

減損損失の認識に係る判定の単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損損失の認識判定における将来キャッシュ・フローについては、令和3年度計画等を基礎として、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は、将来の不確実な経営環境および当組合の経営状況の影響を受けるため、翌 事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 5. 貸借対照表に関する注記

(1)資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 947,343千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 610,068千円 機械装置 235,908千円 土地 45,852千円 その他の有形固定資産 55,514千円

(2) 担保に供している資産

高知県信用農業協同組合連合会との当座借越契約の担保に供している定期預金(系統預金)は3,000,000千円供しています。また、為替取引保証金の担保として定期預金(系統預金)を3,000,000千円供しています。

これ以外に地方公共団体の指定金融機関事務等に係る債務として、定期預金(系統外預金) 10,000千円を担保に供しています。

- (3)役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務 理事および監事に対する金銭債権の総額 251,043千円 理事および監事に対する金銭債務の総額 該当ありません。
- (4) 信用事業を行う組合に要求される注記

貸出金のうちリスク管理債権の合計額およびその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は 363,459千円、延滞債権額は 474,288千円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権は、存在しておりません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上 遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、存在しておりません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを 行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、837,748千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

#### 6. 損益計算書に関する注記

### (1)減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支所および経済店舗ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所および共同利用施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、 他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識して います。

当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

				/ 0		
場	所 用	途 種	類	そ	D .	他
三里支所および三里園芸	告出荷場   営業	用土地	也および建物等			
長浜支所および長浜園芸	芸出荷場 営業	用土地	也および建物等			
鏡支所	営業	月 建物	勿等			
鏡市営住宅用地	賃 貸	:用 土地	也	業務外圍	固定資産	

#### ② 減損損失の認識に至った経緯

三里支所および三里園芸出荷場については、土地の時価が著しく低下していると同時に、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、長浜支所および長浜園芸出荷場と鏡支所については、当該店舗の営業収支が2期連続 赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額 まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、鏡市営住宅用地は、賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と固定資産の種類毎の減損損失の内訳

三里支所および三里園芸出荷場長浜支所および長浜園芸出荷場

鏡支所 鏡市営住宅用地

合計

140, 167千円 (土地 103, 057千円 建物等 37, 110千円) 3, 688千円 (土地 1, 217千円 建物等 2, 470千円)

9,310千円 (建物等 9,310千円)

69千円(土地 69千円)

153, 235千円 (土地 104, 345千円 建物等 48, 890千円)

#### ④ 回収可能価額の算定方法

三里支所および三里園芸出荷場の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は 4.33%です。また、その他の固定資産の回収可能価額は、いずれも正味売却価額を採用しており、その時価は令和2年度固定資産税評価額に基づき算定されています。

# 7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の法人や団体などへ貸付け、残った余裕金を高知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として高知県信用農業協同組合連合会への預け金、当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクにさらされています。

また、有価証券は主に債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。

# ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### i)信用リスクの管理

当組合では、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資課・審査課を設置し各支所との連携を図りながら、検証および与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに担保評価基準など厳格な審査基準を設け与信判定を行っています。貸出取引における資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行うとともに不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

# ii) 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともにALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### (市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金および貯金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理 的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量 的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる 金利が 0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が 211,088千円減少し、また金 利が 0.1%下降したものと想定した場合には、経済価値が347,546千円増加するものと把握 しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他の リスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

#### iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
- ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に 記載しています。

(単位:千円)

種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差額
預金	145, 437, 497	145, 439, 493	1, 995
有価証券	14, 101, 810	14, 101, 810	_
貸出金	35, 200, 995	_	_
貸倒引当金(注)1	△429, 102	<u> </u>	<u> </u>
貸出金(引当金控除後)	34, 771, 892	36, 001, 909	1, 230, 017
外部出資(注)2	3, 279	3, 279	
資 産 計	194, 314, 479	195, 546, 491	1, 232, 012
貯 金	190, 963, 822	191, 194, 919	231, 097
負 債 計	190, 963, 822	191, 194, 919	231, 097

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
  - 2. 外部出資は、系統外出資のうち市場価格のある上場株式です。

## ② 金融商品の時価の算定方法

## 【資産】

#### ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券および外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によって います。

## ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

#### 【負債】

## ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

-	(井)広・111)
種類	貸借対照表計上額
外部出資(注)1	4, 752, 824

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが 極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
預 金	145, 437, 497	I	1	1		1
有価証券	100, 000	1, 500, 000	300, 000	500, 000		12, 000, 000
貸出金(注)1,2	3, 016, 856	2, 465, 632	2, 421, 159	2, 244, 261	2, 097, 760	22, 504, 975
合 計	148, 554, 354	3, 965, 632	2, 721, 159	2, 744, 261	2, 097, 760	34, 504, 975

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越 429,784千円については「1年以内」に含めています。
  - 2.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、450,350千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

種 類	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
貯 金(注)	116, 309, 621	33, 654, 931	35, 346, 476	1, 409, 237	3, 767, 683	475, 871

(注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

- 8. 有価証券に関する注記
  - (1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。
  - ① その他有価証券で時価のあるもの その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

種	類	貸借対照表 計上額	取得原価また は償却原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	国 債   地 方   社 債   外 部   日 分	1, 374, 700 866, 180 3, 279		74, 312 66, 295 1, 372
貸借対照表計上額が取得原価ま	小 計	2, 244, 159 11, 860, 930 —	2, 102, 178 12, 040, 079 —	141, 980 △179, 149 —
たは償却原価を 超えないもの <u></u> 合	外部出資   小 計	11, 860, 930 14, 105, 089	12, 040, 079 14, 142, 257	

なお、上記の差額に繰延税金資産10,280千円を加えた額△26,887千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当事業年度中において、売却したその他有価証券はありません。
- (3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

# 9. 退職給付に関する注記

- (1) 退職給付に係る注記
- ① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用していま す。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人 全国 農林漁業団体共済会との契約に基づく農林漁業団体職員退職給付金制度(特定退職金共済制度) および全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。 なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額 を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	352, 284 千円
退職給付費用	112,965 千円
退職給付の支払額	△ 59,473 千円
特定退職金共済制度への拠出金	△ 75,579 千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△ 17,091 千円
期末における退職給付引当金	313, 105 千円

③ 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,812,046 十円
特定退職金共済制度	△ 1,089,336 千円
確定給付企業年金制度	△ 409,603 千円
未積立退職給付債務	313, 105 千円
退職給付引当金	313, 105 千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用

112,965 千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職 員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う 特例年金等の業務に要する費用に充てるため、令和元年12月に令和14年3月までの拠出金を一 括払いしており、令和3年3月末における前払い残高は271,019千円です。なお、当組合が、 翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金の金額は 253,817千円です。

- 10. 税効果会計に関する注記
  - (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 繰延税

桑延税金資産	
貸倒引当金	80,902 千円
退職給付引当金	87,693 千円
特例業務負担金引当金	70, 206 千円
賞与引当金	28,985 千円
減損損失	75,530 千円
部会貯金残高	20,402 千円
連結による未実現利益等の調節	12 千円
その他有価証券評価差額金	10,280 千円
その他	28,845 千円
繰延税金資産小計	402,858 千円
評価性引当額	△ 196,306 千円
繰延税金資産合計(A)	206, 552 千円
桑延税金負債	

繰延

資産除去債務 △ 130 千円 連結による貸倒引当金等の調整 △ 17 千円 繰延税金負債合計(B) △ 147 千円 繰延税金資産の純額(A)+(B) 206,404 千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 27.66 % 法定実効税率 (調整) 1.13 % 交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △ 8.56 % 3.07 % 住民税均等割額 評価性引当額の増減 11.88 % 1.77 % 親子の税率差異 その他 0.96 %

### 11. その他の注記

- (1) リース取引(貸手側)
- ① リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース取引に関する会計基準適用初年度開始前のリース取引のうち、リース物件の所有権が 借手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は下記の通りです。
  - i) リース物件の取得価額、減価償却累計額および期末残高

	<b>博樂物</b>
取得価格	4,223 千円
減価償却累計額	3,529 千円
期末残高	693 千円

ii) 未経過リース料期末残高相当額

税効果会計適用後の法人税等の負担率

1年以内	16 千円
1年超	12 千円
合計	29 千円

iii) 受取リース料、減価償却費、受取利息相当額

受取リース料	58 千円
減価償却費	38 千円
受取利息相当額	19 千円

iv) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額の差額を利息相当額とし、利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっています。

② リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転ファイナンス・リース取引

i) リース投資資産の内訳

リース料債権部分119,840 千円見積残存価額部分0 千円合計119,840 千円

ii) リース投資資産に係るリース料債権部分について貸借対照表日後5年以内における1年 ごとの回収予定額および5年超の回収予定額

(単位:千円)

37. 91 %

種類	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5年超
リース投資資産	13, 900	13, 610	13, 174	12, 660	12, 407	54, 088

- (2) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
- ① 当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の建物に使用されているアスベストについて、解体時に石綿障害予防規則が要求する特別な方法で除去する義務を有していることから、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は当該建物の残存耐用年数(20年)によっており、割引率は当該年数に見合う国債の流通利回り(2.1%)を使用して資産除去債務の金額を算定しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高4,145 千円時の経過による調整額87 千円期末残高4,233 千円